

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人沖縄県学童・保育支援センター（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) この法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(事務局長)

第5条 事務局長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表 理事の職務権限

項目		決裁権者	
		理事長	事務局長
役割		◎この法人を代表し、業務を総理する。 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。	◎理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。 ◎理事長の事故時等に職務を代行する。
事業計画案や予算案の作成に関する事		○	
事業報告案や決算案の作成に関する事		○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事		○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○	
規程案の作成に関する事		○	
国外出張に関する事			○
国内出張に関する事			○
支出に関する事	100万円以上	○	
	100万円未満		○
職員の教育・研修に関する事			○
福利厚生（役員含む）に関する事			○
外部に対する文書発簡	特に重要なもの	○	
	重要なもの		○
	比較的重要なもの		○
	一般事務連絡		○